誓約書・代表者名簿

　　年　　月　　日

（あて先）姫 路 市 長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者  (法人) | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者 | 氏名 |  |

申請者は、下記に記載する介護保険法及び姫路市条例又は要綱の規定に反していないことを誓約します。

　また、姫路市において市条例又は要綱に規定する内容確認のために必要と判断した場合に、「代表者名簿」により提出する個人情報を警察等関係機関に提供することについて同意します。

【該当するサービス種別※１の欄に○を付けてください。】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ○ | サービス種別 | 介護保険法 | 市条例又は要綱 | |
|  | 居宅サービス | 第70条第2項 | 姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 | 第4条及び  第43条※2 |
|  | 介護予防サービス | 第115条の2第2項 | 姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例 | 第4条及び第57条の2  旧第40条※4※2 |
|  | 居宅介護支援 | 第79条第2項 | 姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例 | 第3条及び第32条 |
|  | 介護老人福祉施設 | 第86条第2項 | 姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 | 第43条及び第55条 |
|  | 介護老人保健施設 | 第94条第3項 | 姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 | 第42条及び  第54条 |
|  | 介護医療院 | 第107条第3項 | 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 | 第43条及び  第55条 |
|  | 地域密着型サービス | 第78条の2第4項 | 姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 | 第4条及び第44条※2 |
|  | 地域密着型介護予防サービス | 第115条の12第2項 | 姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例 | 第4条及び第42条※2 |
|  | 介護予防支援 | 第115条の22第２項 | 姫路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例 | 第3条及び第31条 |
|  | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 第115条の45の5第2項 | 姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員・設備及び運営等の基準に関する要綱 | 第4条及び  第40条 |

※１　サービス種別の説明は次ページを参照してください。　　※２　同条を準用する場合を含みます（次ページ参照）。

※３　健康保険法の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法

※４　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第3条の規定によりなお効力を有することとされた、改正前の姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代表者名簿 | | | |
| 事業所名 |  | | |
| （ふりがな） |  |  | |
| 氏　　　名 |  | 生年月日 |  |
| 住　　　所 | 〒　　　－ | | |

※住所は、代表者個人のものを記入してください。

サービス種別と市条例の該当条文について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種別 | 該当するサービス | 市条例の該当条文 |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 第4条、第43条 |
| 訪問入浴介護 | 第4条、第60条（第43条準用） |
| 訪問看護 | 第4条、第80条（第43条準用） |
| 訪問リハビリテーション | 第4条、第90条（第43条準用） |
| 居宅療養管理指導 | 第4条、第99条（第43条準用） |
| 通所介護 | 第4条、第114条（第43条準用） |
| 通所リハビリテーション | 第4条、第147条（第43条準用） |
| 短期入所生活介護 | 第4条、第169条（第43条準用）、  第182条（第43条準用） |
| 短期入所療養介護 | 第4条、第205条（第43条準用）、  第217条（第43条準用） |
| 特定施設入居者生活介護 | 第4条、第238条（第43条準用）、  第249条（第43条準用） |
| 福祉用具貸与 | 第4条、第264条（第43条準用） |
| 特定福祉用具販売 | 第4条、第277条（第43条準用） |
| 介護予防サービス | 介護予防訪問介護 | 第4条、旧第40条 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 第4条、第57条の2 |
| 介護予防訪問看護 | 第4条、第76条（第57条の2準用） |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 第4条、第86条（第57条の2準用） |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 第4条、第109条（第57条の2準用） |
| 介護予防通所介護 | 第4条、旧第117条（旧第40条準用） |
| 介護予防通所リハビリテーション | 第4条、第125条（第57条の2準用） |
| 介護予防短期入所生活介護 | 第4条、第144条（第57条の2準用）、第161条（第57条の2準用） |
| 介護予防短期入所療養介護 | 第4条、第183条（第57条の2準用）、第198条（第57条の2準用） |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 第4条、第219条（第57条の2準用）、第236条（第57条の2準用） |
| 介護予防福祉用具貸与 | 第4条、第250条（第57条の2準用） |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 第4条、第264条（第57条の2準用） |
| 居宅介護支援 | 居宅介護支援 | 第3条、第32条 |
| 介護老人福祉施設 | 介護老人福祉施設 | 第43条、第55条（第43条準用） |
| 介護老人保健施設 | 介護老人保健施設 | 第42条、第54条（第42条準用） |
| 介護医療院 | 介護医療院 | 第43条、第55条（第43条準用） |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 第4条、第44条 |
| 夜間対応型訪問介護 | 第4条、第62条（第44条準用） |
| 地域密着型通所介護 | 第4条、第62条の20（第44条準用）、第62条の38（第44条準用） |
| 認知症対応型通所介護 | 第4条、第83条（第44条準用） |
| 小規模多機能型居宅介護 | 第4条、第111条（第44条準用） |
| 認知症対応型共同生活介護 | 第4条、第131条（第44条準用） |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 第4条、第152条（第44条準用） |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 第4条、第181条（第44条準用）、  第193条（第44条準用） |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 第4条、第206条（第44条準用） |
| 地域密着型介護予防サービス | 介護予防認知症対応型通所介護 | 第4条、第42条 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 第4条、第68条（第42条準用） |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 第4条、第89条（第42条準用） |
| 介護予防支援 | 介護予防支援 | 第4条、第31条 |
| 総合事業 | 総合事業訪問介護 | 第4条、第40条 |
| 総合事業訪問生活援助 | 第4条、第47条（第40条準用） |
| 総合事業通所介護 | 第4条、第63条（第40条準用） |